

利根町告示第7号

令和6年第1回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月22日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招 集 の 日 令和6年3月4日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和6年第1回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	3. 4	月	本 会 議	開会 代表質問 提出議案説明 議案第1号～議案第29号，諮問第1号 特別委員会付託〈議案第23号～議案第29号〉	午前10時
2	3. 5	火	休 会	議案調査	
3	3. 6	水	本 会 議 (一般質問)	1. 新井 邦弘議員 2. 峯山 典明議員	午前10時
				3. 船川 京子議員 4. 五十嵐辰雄議員	午後1時30分
4	3. 7	木	本 会 議 (一般質問)	5. 本谷 孝議員 6. 井原 正光議員	午前10時
				7. 佐藤 眞一議員 8. 山崎誠一郎議員	午後1時30分
5	3. 8	金	本 会 議 一部採決	質疑・討論・採決 議案第2号，議案第6号～議案第7号，議案第12号～議案第18号	午前10時
6	3. 9	土	休 会	議案調査	
7	3. 10	日	休 会	議案調査	
8	3. 11	月	休 会	議案調査（中学校卒業式）	
9	3. 12	火	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
10	3. 13	水	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
11	3. 14	木	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
12	3. 15	金	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
13	3. 16	土	休 会	議案調査	
14	3. 17	日	休 会	議案調査	
15	3. 18	月	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第1号～議案第29号（8日採決分除く），諮問第1号 閉会	午前10時

令和 6 年第 1 回
利根町議会定例会会議録 第 1 号

令和 6 年 3 月 4 日 午前 1 0 時開会

1. 出席議員

1 番	山 崎 敬 子 君	7 番	船 川 京 子 君
2 番	本 谷 孝 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	佐 藤 眞 一 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	峯 山 典 明 君	1 0 番	山 崎 誠一郎 君
6 番	新 井 邦 弘 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木 喜 章 君
教 育	長	海老澤 勤 君
総 務 課	長	大 越 達 也 君
政 策 企 画 課	長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課	長	蜂 谷 忠 義 君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀 谷 英 一 君
税 務 課	長	鈴 木 壮 君
住 民 課	長	永 田 幸 夫 君
福 祉 課	長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課	長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所	長	勝 村 健 君
生 活 環 境 課	長	飯 島 弘 君
保険年金課長兼国保診療所事務長		松 本 浩 睦 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長		大 越 聖 之 君
建 設 課	長	大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清 水 敬 子 君
会 計 課	長	本 谷 幸 洋 君
学 校 教 育 課	長	中 村 寛 之 君
生 涯 学 習 課	長	弓 削 紀 之 君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書 記	辰 尾 尚 美
書 記	齋 藤 リ マ

1. 会議録署名議員

2 番	本 谷 孝 君
3 番	佐 藤 眞 一 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和 6 年 3 月 4 日（月曜日）

午前 10 時開会

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の件 |
| 日程第 3 | 代表質問 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 令和 5 年度利根町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 利根町みんなのまち基本条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 利根町立図書館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 利根町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例 |
| 日程第 14 | 議案第 11 号 利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例 |

日程第15	議案第12号	令和5年度利根町一般会計補正予算（第7号）
日程第16	議案第13号	令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）
日程第17	議案第14号	令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第15号	令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第16号	令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第17号	令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第18号	財産の処分について
日程第22	議案第19号	利根町教育委員会教育長の任命について
日程第23	議案第20号	利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について
日程第24	議案第21号	利根町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第25	議案第22号	龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する 議決事件の変更について
日程第26	議案第23号	令和6年度利根町一般会計予算
日程第27	議案第24号	令和6年度利根町国民健康保険特別会計予算
日程第28	議案第25号	令和6年度利根町営霊園事業特別会計予算
日程第29	議案第26号	令和6年度利根町介護保険特別会計予算
日程第30	議案第27号	令和6年度利根町介護サービス事業特別会計予算
日程第31	議案第28号	令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
日程第32	議案第29号	令和6年度利根町下水道事業会計予算
日程第33	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第34	休会の件	

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の件
日程第3	代表質問
日程第4	議案第1号
日程第5	議案第2号
日程第6	議案第3号
日程第7	議案第4号
日程第8	議案第5号
日程第9	議案第6号
日程第10	議案第7号
日程第11	議案第8号
日程第12	議案第9号

日程第13 議案第10号
日程第14 議案第11号
日程第15 議案第12号
日程第16 議案第13号
日程第17 議案第14号
日程第18 議案第15号
日程第19 議案第16号
日程第20 議案第17号
日程第21 議案第18号
日程第22 議案第19号
日程第23 議案第20号
日程第24 議案第21号
日程第25 議案第22号
日程第26 議案第23号
日程第27 議案第24号
日程第28 議案第25号
日程第29 議案第26号
日程第30 議案第27号
日程第31 議案第28号
日程第32 議案第29号
日程第33 諮問第1号
日程第34 休会の件

午前10時00分開会

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和6年第1回利根町議会定例会を開会いたします。

初めに、このたびの令和6年元旦に起きた能登半島地震による被害でお亡くなりになられた方々とその御遺族に対しまして深く哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

これより、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

全員御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○議長（大越勇一君） 黙祷。

〔黙禱〕

○議長（大越勇一君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

〔総員着席〕

○議長（大越勇一君） これから本日の会議を開きます。

○議長（大越勇一君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

陳情 1 件、受け付けております。また、監査委員より令和 5 年 11 月分から令和 6 年 1 月分の現金出納検査の結果報告がありました。

次に、閉会中において、会議規則 127 条の規定により、1 件の議員派遣を行いました。2 月 9 日に水戸市において開催された町村議会議長会主催により、自治研修会に 7 名の議員を派遣しております。それぞれの写しをタブレットに掲載しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、

2 番 本 谷 孝 議員

3 番 佐 藤 眞 一 議員

を指名いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第 2、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの通算 15 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳は、タブレットに掲載のとおりです。

○議長（大越勇一君） 審議に入るに当たり、施政方針及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。本日ここに、令和 6 年第 1 回利根町議会議定例会が開催され、令和 6 年度予算をはじめ、上程いたしました議案の御審議をお願いす

るに当たり、町政運営の所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、本年1月1日に発生した能登半島地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

当町では、県を通じての要請に応じ、町職員を石川県能登町及び輪島市へ派遣し、罹災証明書受付業務や避難所における健康管理業務などの支援を行ってまいりました。今後とも、県と連携しながら被災地に寄り添った支援に取り組んでまいります。

災害は、いつ、どこで起きるか分かりません。だからこそ、備えておく必要があります。当町においては、令和6年度に、防災の手引き及びハザードマップの更新を予定しております。また、災害時用トイレやパーティションなど防災用物品を購入し、大規模災害等に備えてまいります。安全で人にやさしいまちを目指し、今後も、防災意識や地域力の向上に取り組み、防災対応力の強化を図ってまいります。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を契機とし、多くの行事やイベントが復活するなど、にぎわいが戻ってきたことを感じられる1年でありました。

令和6年度は、来年1月1日の町制施行70周年を迎えるに当たり、将来に向かって、夢と希望あふれる、利根町のさらなる飛躍への糸口となるような記念事業を実施し、70周年を盛り上げていきたいと考えております。先人たちのたゆまぬ努力によって築き上げられてきたこの「利根町」が、今後も発展していくよう、引き続き、皆さんと共にまちづくりを進めていきたいと思っております。

それでは、令和6年度当初予算の概要につきまして、申し上げたいと思います。

令和6年度の予算編成に当たっては、第5次利根町総合振興計画に掲げる将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向け、また、前期基本計画も最終年度となることから、「第5次利根町総合振興計画 前期基本計画の着実な推進」や「第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進」「利根町新行財政改革行動計画の推進」など、七つの方針を基本として進めてまいりました。

令和6年度一般会計予算の規模は73億3,978万8,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと8億4,453万6,000円の増、率にしますと13%の増となっております。

また、令和6年度より、下水道事業が公営企業会計へ移行することから、特別会計は五つとなり、その総額は45億7,083万円となり、前年度比6,891万2,000円の増、率にしますと1.5%の増となっております。

それでは、令和6年度の主要事業について、新規事業を中心に申し上げます。

令和6年4月から、子育て支援課に「子ども家庭センター」を設置します。母子保健と児童福祉の組織が別であるために、情報共有されにくいという現状を踏まえ、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへのサポート体制を整え、母子保健と児童福祉の専門的な知識を

有する職員がそれぞれ連携・協力しながら、こどもとその家庭に寄り添ったきめ細かい支援を提供してまいります。

また、同じく4月より、利根町立小中学校を「コミュニティ・スクール」とし、地域の住民や保護者による学校運営への参画を促進してまいります。具体的には、町民公募委員2名を含めた20名の委員からなる「学校運営協議会」を設置し、学校が幅広く町民の意見や要望を聞くことのできる場を設けてまいります。協議会では学校・家庭・地域のそれぞれが抱える教育課題について話し合うとともに、その課題解決に向けた取組の実現に向けて協議を進めてまいります。本事業の推進により、学校と家庭や地域社会が相互の信頼関係を深め、社会総がかりで子供の学びと成長を支える体制が構築できるものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、これまで、段階的に給食費の無償化を実施してまいりましたが、物価高騰などによる保護者の経済的負担を軽減するため、令和6年度以降につきましても、恒久的な給食費の無償化を実施してまいります。

学校施設につきましては、老朽化の進んでいる利根中学校屋内運動場の長寿命化改良工事や、利根中学校格技場の長寿命化改良工事に向けた設計業務を予定しております。また、利根中学校図書館のハウスダスト対策や蔵書数を増やすための改修工事など、安心で安全な教育環境の整備を図ってまいります。

続いて、健康増進関係では、がん患者の方のウィッグ等購入費の助成や、50歳以上の方を対象とした带状疱疹ワクチン接種費用の一部を補助してまいります。

続きまして、環境衛生関係では、利根町環境基本条例に基づき、「利根町環境基本計画」策定に着手いたします。昨今、地球的規模で問題となっている地球温暖化・気候変動及びカーボンニュートラルに関する施策の統合を図り、「利根町地球温暖化対策実行計画」及び「利根町地球気候変動適応計画」を組み込んだ計画を、令和6年度から2か年をかけて策定してまいります。

続いて、農業振興関係では、利根西部地区基盤整備事業が、第4工区の下井、下曽根付近の荒整地工事に入ります。利根町南部地区基盤整備事業につきましては、第1工区の羽中地区周辺の仕上げ整地工事を行います。利根立木地区基盤整備事業につきましては、今年度、計画調査実施申請を行い、令和6年度より計画調査が行われます。龍ヶ崎と共同で行っている北方地区基盤整備事業につきまして、計画調査2年目に入り、促進計画書の作成を行ってまいります。

続きまして、道路整備関係では、引き続き、羽根野台の道路修繕工事として、蓋つき側溝への布設替えとともに、舗装の打替え工事を行ってまいります。さらに、立木新田から惣新田の集落前を通る町道113号線において、舗装の傷みが部分的にひどい区間の舗装打替え工事を行います。町の幹線道路である町道112号線につきましては、引き続き、道路

拡幅工事を実施してまいります。令和6年度は、立木地内の農免道路交差点から、中谷方面へ約110メートルの区間において道路拡幅工事を行ってまいります。また、茨城県の事業ではございますが、町道103号線の延伸事業及び県道取手・東線バイパス事業については、引き続き早期完成に向け、働きかけを行ってまいります。

続きまして、防災・防犯関係でございます。

昨今の犯罪情勢に鑑み、安全で安心なまちづくりの推進を目的とし、各地区を対象に、防犯カメラを設置するための補助金制度を創設します。この補助金は、1地区当たり5年間で3台まで設置できるもので、同一年度内の申請については1台を上限とします。また、補助額は、防犯カメラの設置対象経費に対して3分の2を乗じた額とし、1台につき10万円が限度額となります。犯罪抑止のための自主防犯活動の一助として、お役に立てればと考えております。

次に、消防団機庫の改築工事についてです。

消防団機庫は、町の防災の中核を担う、消防団の施設です。建築から約50年が経過し、老朽化が進んでいることから、令和6年度は、第7分団機庫の改築工事を行います。消防団の機能維持を図るとともに、火災出動や激甚化する自然災害に対応するため、防災拠点としての機能を確保していく必要がありますので、効率的かつ効果的に整備してまいります。

続きまして、総務行政一般について申し上げます。

学校跡地利活用事業につきましては、利根町学校跡地利活用検討委員会において取りまとめた「利根町学校跡地利活用方針」にのっとり、用途変更に伴う設計業務を委託し進めております。旧文小学校につきましては、町民のための健康増進施設や町内外から人が集まる複合施設として利活用いたしますが、バリアフリー法の制限もあり、当初の予定を変更した2階までの利活用案を、昨年12月16日の進捗状況報告会でお示しさせていただきました。また、旧文間小学校につきましては、当初の予定どおり、総合教育センターを中核とした教育・学習支援施設として利活用し、1階の一部を町民の方へ貸し出す予定となっております。

財源につきましては、過疎対策事業債のほか、旧文小学校では、デジタル田園都市国家構想交付金も活用し、令和6年度中に改修工事を実施し、令和7年度から町民の皆様へ供用できるよう進めてまいります。

昨年度より実施しております役場庁舎の大規模改修工事につきましては、令和6年度をもって完了する見込みとなっております。来庁される方には御不便をおかけすることもあるかと思いますが、御理解のほどお願い申し上げます。

また、令和5年度より2か年をかけて策定するとしておりました、第5次総合振興計画後期基本計画及び地域公共交通計画につきましても、令和6年度中の策定に向け、検討を行っているところでございます。

先ほども申し上げましたが、来年度は、町制施行70周年という記念すべき年であり、今後の町の活性化につながる事業やさらなる飛躍が期待できる事業、町民の皆さんの心に残るような事業を展開していきたいと考えております。

社会環境が大きく変化する中で、多様化・複雑化するニーズへの対応にも多様性が求められています。そのような中でも、皆様の声をしっかりと聞きながら、「利根町に住み続けたい」と思われるまちづくりを進め、町民の皆様と共に利根町の未来を切り拓いていく所存でございます。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、令和6年度における主要事業について申し上げまして、令和6年度の施政方針といたします。議員各位及び町民の皆様には、御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

続きまして、本日提案した議案の概要について御説明いたします。

本定例会に提出しました議案は、令和6年度当初予算をはじめ、条例の制定や一部改正、また令和5年度補正予算など、合計30件でございます。

議案第1号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分についてと議案第2号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第3号は、利根町みんなのまち基本条例の一部を改正する条例で、利根町みんなのまち基本条例の普及啓発及び推進並びに検証を行う機関として、利根町みんなのまち基本条例推進委員会を設置したいため、提案するものでございます。

議案第4号は、利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例で、現行の条例が令和6年3月31日に失効する規定となっていることから、引き続き町内における企業立地を促進し、雇用の創出と地域の活性化を図るため、本条例の有効期限を5年間延長したいので、提案するものでございます。

議案第5号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、利根町学校運営協議会を設置するに当たり、委員報酬を定めたいので、提案するものでございます。

議案第6号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、一般職の職員の給料に関する法律等の改正により、国家公務員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率等が改定されたことに伴い、国に乗じて職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率等、町長、教育長の期末手当の支給率の規定を改めたいので、提案するものでございます。

議案第7号は、利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給を可能とされたこと及び人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を考慮し、会計年度任

用職員の給与について改めたいので、提案するものでございます。

議案第8号は、利根町立図書館条例の一部を改正する条例で、多種多様な意見を聴取することを目的に、図書館協議会の委員を新たに町民から任命するため、提案するものでございます。

議案第9号は、利根町介護保険条例の一部を改正する条例で、第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率の規定を改めたいので、提案するものでございます。

議案第10号は、利根町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例で、町内における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関し、災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全並びに豊かな自然環境の保全を図るために必要な事項を定めることにより、町民の安全及び安心を確保するため、条例を制定したいので、提案するものでございます。

議案第11号は、利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例で、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正により、町の条例においても全部を改めたいので、提案するものでございます。

議案第12号は、令和5年度利根町一般会計補正予算（第7号）で、歳入歳出それぞれ9,382万6,000円を減額し、総額を73億7,963万円とするもので、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債について補正するものでございます。

議案第13号は、令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）で、事業勘定については歳入歳出それぞれ1億1,370万2,000円を減額し、総額を19億604万4,000円に、また施設勘定については歳入歳出それぞれ425万3,000円を減額し、総額を1億7,083万9,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

議案第14号は、令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算で、予算第3号で歳入歳出それぞれ2,752万1,000円を減額し、総額を2億8,044万8,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費、地方債について補正するものでございます。

議案第15号は、令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、総額を1,079万6,000円とするものでございます。

議案第16号は、令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ3,845万8,000円を減額し、総額を17億4,262万1,000円とするものでございます。

議案第17号は、令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ657万7,000円を減額し、総額を6億4,597万1,000円とするものでございます。

議案第18号は、財産の処分についてで、学校教育法に基づく大学の校地として使用するため、適正な価格より減額して譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。

議案第19号は、利根町教育委員会教育長の任命についてで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

議案第20号は、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてで、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例第3条の規定により、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものでございます。

議案第21号は、利根町過疎地域持続的発展計画の変更についてで、利根町過疎地域持続的発展計画の施策に新たな対策、事業名及び事業内容の追加等をしたいので、提案するものでございます。

議案第22号は、龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてで、龍ヶ崎市と締結している公の施設相互利用に関する協定書における相互に利用できる施設のうち、龍ヶ崎市の施設において使用させる具体的な施設の名称の一部を変更するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、提案するものでございます。

議案第23号は、令和6年度利根町一般会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ73億3,978万8,000円とするもので、対前年度比では8億4,453万6,000円の増、率にして13%の増となります。

議案第24号は、令和6年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定については総額を歳入歳出それぞれ19億5,720万6,000円とするもので、対前年度比4,661万8,000円の減、率にして2.3%の減となります。また、施設勘定については、総額を歳入歳出それぞれ1億3,031万3,000円とするもので、対前年度比342万8,000円の減、率にして2.6%の減となります。

議案第25号は、令和6年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ529万円とするもので、対前年度比87万5,000円の減、率にして14.2%の減となります。

議案第26号は、令和6年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ16億8,334万1,000円とするもので、対前年度比2,500万3,000円の減、率にして1.5%の減となります。

議案第27号は、令和6年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ1,808万3,000円とするもので、対前年度比190万8,000円の増、率にして11.8%の増となります。

議案第28号は、令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ7億7,659万7,000円とするもので、対前年度比1億4,292万8,000円の増、率にして22.6%の増となります。

議案第29号は、令和6年度利根町下水道事業会計予算で、収益的収支の収入は6億8,022万3,000円、収益的収支の支出は7億938万6,000円、資本的収支の収入は1,107万

6,000円、資本的収支の支出は7,026万9,000円となります。なお、本会計は、公営企業会計移行初年度であることから、前年度比はございません。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてで、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため、提案するものでございます。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大越勇一君） 施政方針及び総括説明が終わりました。

次の日程に入る前に、代表質問について申し上げます。この代表質問は、会議規則第61条の2の規定により、会派を代表する議員が町長の施政方針及び所信表明に対し質問できるとされております。

○議長（大越勇一君） それでは、日程第3、代表質問を行います。

会派、令和デモクラシー代表者山崎誠一郎議員。

〔10番山崎誠一郎君登壇〕

○10番（山崎誠一郎君） 山崎誠一郎でございます。会派令和デモクラシーを代表いたしまして、先ほどの町長の令和6年度施政方針に対し、代表質問をいたします。

まず初めに、元旦に発生しました能登半島地震におきまして、お亡くなりになりました皆様や家屋などが被災された皆様に、心から哀悼の意を申し上げます。また、復興に対して従事されているボランティアを含む皆様に心からの敬意と感謝を申し上げますとともに、避難されている皆様の一刻も早い収束を願うものでございます。

それでは代表質問に入ります。

令和デモクラシー発足後、私、山崎誠一郎、そして現在議長であります大越議員、昨年引退されました若泉議員、そして現職の五十嵐辰雄議員が代表質問を実施しております。そして今回、私が2度目の代表質問となりました。30分という短い時間ではございますが、時間をいただいたことに感謝申し上げます。

今回の私の質問は、町長の施政方針に述べられた施策を実現するに当たり、そのための必要な財源についてを中心に質問をさせていただきます。

利根町の予算編成については、現在のところ、第5次利根町総合振興計画及び3か年実施計画書により、予算の概要が示されていると認識しております。そして今回、来年度予算の一般会計は、町税が前年度より883万3,000円減少の11億9,437万4,000円になるにもかかわらず、対前年度8億4,453万6,000円の増の73億3,978万8,000円の一般予算が過去最大となる来年度予算が計上されました。トピックスとしましては、町制施行70周年記念事業に4,400万円、小中学校の給食費の無償化に4,471万3,000円などが手当てされたことがトピックスとして挙げられます。

特に、この給食費の無償化への取組は、私事ではありますが、昨年4月の町議選前の3月の定例会、そして4月の町議選における公約、そして選挙後の6月の一般質問と、私はこの給食費の無償化をライフワークとして取り組んでまいりました。今回、恒久的な無償化となったということに対し、町長及び教育長の御努力と御決断により実施されることに、強い感慨と感謝を覚えるものでございます。本来、今回の給食費や教育費、医療費の無償化は本来、国の政策で行われるものと私は思っております。特に、教育費等が、自治体間での格差が生じてはならないものと考えておりました。こういう問題は、憲法に明記されるべきものと私は思っております。

ほかの予算の中では、龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び稲敷広域消防本部等の近隣自治体共同事業を除く金額の大小からしますと、令和5年度からの継続事業であります庁舎大規模改修工事の5億2,780万円、次に学校跡地利活用事業で3億3,086万8,000円、そして利根中学校屋内運動事業化改良工事に3億2,340万円等が挙げられます。町税の歳入が11億9,437万4,000円にもかかわらず、なぜ73億3,978万8,000円の予算が計上できるのか。主に地方交付税や繰入金、過疎債を含む町債等の活用により計上されていると認識しておりますが、町民の皆様の関心事でもございます。

そこで、先ほどの町長の施政方針演説で示された7項目の中の財源について、健全で安心であるかを伺います。

先ほどの7項目は、一つ目としまして、子育て支援・学校教育関係における、学校給食費の完全恒久的な無償化についての財源でございます。二つ目としましては、健康増進関係における、带状疱疹ワクチン予防接種補助金についての財源。三つ目としまして、環境衛生関係における、環境基本計画作成業務委託についての財源。四つ目としまして、農業振興・農村環境関係における、利根西部地区基盤整備事業についての財源。五つ目としましては、道路整備関係における、道路改良工事事業、町道112号線についての財源。六つ目としまして、防災・防犯関係における、消防団機庫の改築工事についての財源。そして最後の七つ目としまして、総務行政一般における、文小学校及び文間小学校等の学校跡地利活用は過疎対策事業債他、デジタル田園都市国家構想交付金と先ほど町長の説明でもありますが、再度この財源について、町民の皆様に分かりやすく安心するような答弁を伺いたいと思います。

なお、当町は限られた財源の中、住民の要望に応えるにあたり、有利な過疎債を含む町債に依存することのないよう、確かに総額の30%の返済でよいという有利な過疎債ではありますが、借金は借金でございます。ほかに過疎債を含む町債全体の対前年度、これが約3億円の増加となっております。逆に、基金の残高は約1億円の減少となる予定でございます。そして、ほかに大規模災害等への臨時の備えとして、財政調整基金に上積みも必要となっております。

このような財源が厳しい中、健全な財政運営が図られ、町民の皆様が安心して生活でき

るよう、健全な財政計画に基づく事業運営を要望いたします。

そしてほかに、令和6年度より下水道事業が官庁会計から公営企業会計へ移行しました。減価償却費の扱いが変更となったものでありますが、非常によい取組だと思います。私も民間会社の会社員であったことから、議員になりいろいろな財務諸表を見た際に、強い違和感を覚えたものでございます。

世の中の会社等の財務状況を把握する際は、まず事業に対する人件費、そして借入金の額及びそれに付随する金利負担、そして無理な設備投資がなされていないかに対する減価償却費の割合が、経営の判断材料となります。この三つが適正であれば、おおよそ費用の側で、おおよそ健全と見るように判断されます。今回の下水道事業が官庁会計から公営企業会計へ移行したことで、この下水道事業の減価償却費の割合が、下水道事業に与える影響が明確な判断材料になることであります。

そして今回、この取組ライフプランに関係する公的事業の取組ということであり、そしてこの取組が今後、住民サービスの向上につながるよう運営していくことに、どのような取組を考えているのかについて伺います。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質問に対する答弁を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、令和デモクラシー山崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、御質問にありました、7項目の財源についてお答えをいたします。

子育て支援・学校教育関係ですが、令和6年度より小中学校児童生徒の学校給食費を完全無償化にします。賄材料費4,471万3,000円のうち、児童生徒分3,924万円の財源としましては、令和4年度に学校法人タイケン学園に払下げしました売却金3,417万8,000円、土地建物貸付料506万2,000円となっておりますが、国の令和5年度補正予算に計上され、本省繰越されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,330万円の活用も可能となっております。この交付金は生活者支援や事業者支援のための交付金となっており、推奨メニューの一つに、小中学校の給食費の支援も入っております。交付金の活用につきましては、学校給食費支援も含め、近隣市町村の活用例も参考に、当町の実績に合った支援を検討し、令和6年度補正予算において計上したいと考えております。

また、利根中学校屋内運動場長寿命化改良工事、管理業務委託を含む3億3,055万円につきましては、国庫補助金、学校施設環境改善交付金7,761万7,000円、過疎対策事業債2億5,280万円、一般財源13万3,000円となっております。

健康増進関係における、带状疱疹ワクチン予防接種費用補助金112万5,000円につきましては、全額一般財源となっております。

環境衛生関係における、環境基本計画作成業務委託473万円につきましても、全額一般財源となっております。

農業振興・農村環境関係における、利根西部地区基盤整備事業負担金7,575万円につきましては、過疎対策事業債7,570万円、一般財源5万円となっております。また、利根南部地区基盤整備事業負担金7,000万円につきましては、全額過疎対策事業債となっております。

道路整備関係における、道路改良工事、町道112号線3,700万円につきましては、国庫補助金、防災・安全社会資本整備交付金、道路事業に対し2,002万円です。過疎対策事業債1,690万円です。一般財源8万円となっております。

防災・防犯関係における、消防団機庫改築工事費2,200万円につきましては、全額過疎対策事業債となっております。

総務行政一般における、廃校となりました2校の学校跡地利活用事業、総額3億3,086万8,000円につきましては、国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプ7,742万6,000円、過疎対策事業債2億5,050万円、一般財源294万2,000円となっております。

今後も引き続き健全な財政運営が図られるよう、限られた財源の重点的な配分や事業の見直しを行い、質の高い行政サービスを提供し、町民が安心して豊かに生活できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、令和6年度より下水道事業会計が公営企業会計へ移行することにつきましては、準備作業といたしまして、固定資産台帳を整備したことにより下水道資産の減価償却状況を適正に把握することができましたので、今後は施設の維持管理や更新、改修等をこれまで以上に計画的に進めてまいります。

また、会計方式が官庁関係の単式簿記から企業会計の複式簿記に変更となることで、管理運営に係る損益取引と建設改良等に係る資本取引に区別されることから、下水道事業の経営成績と財政状況が明確に把握できるようになります。これからの経営成績と財政状態を比較分析することで、今後の経営戦略の策定に生かしていければと考えております。

ライフラインの一つである下水道事業のサービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に注視し、これからも効率的な事業運営に取り組んでまいります。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○10番（山崎誠一郎君） 答弁ありがとうございました。いろいろな過疎債及び地方交付税、そういったものを有効に活用していただいて、苦心されて、この厳しい財源の中、このような予算を組んでくれたと思っております。どの補助金を活用できるか、そしてそれ以外には県のほうに陳情に行ったり、いろいろな予算手当てがあると思います。この執行部の知恵を働かせていただいて、町民の皆様が安心して利根町の財政が大丈夫なんだよと

いう考えの下で町政が運営されていくことを強く望んでおります。

企業会計等々にも、新しいものがどんどん入ってまいります。必要なもの、必要ではないもの、そして有効なもの、あまり有効ではないもの等々があると思いますが、どうか皆様の行政側の執行部の皆さんの知恵を結集して、利根町が円滑に安心して運営されることをお願い申し上げまして、代表質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大越勇一君） 代表質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を11時とします。

午前10時51分休憩

午前11時00分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第4、議案第1号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

永田住民課長。

〔住民課長永田幸夫君登壇〕

○住民課長（永田幸夫君） 議案第1号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足して御説明いたします。

それでは、議案第1号参考資料1をお願いいたします。

こちらは戸籍法の改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことから、条例に規定する事務内容や手数料を改める必要があるため改正したもので、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年1月23日付で専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第1号参考資料2、利根町手数料徴収条例新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条第1号中、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改めるもので、これは戸籍証明書を本籍地以外での市区町村窓口で交付できるよう改めるものでございます。

同条第3号及び2ページの第6号につきましては、戸籍または除籍の電子証明書提供用識別符号を交付するもので、これは戸籍または除籍を電子証明書として確認するために用いるパスワードのことで、識別符号の取得により行政機関へ紙での戸籍等の提出を省略できるものを新たに加えるものです。

同条第4号につきましては、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改めるもので、これは除籍証明書を本籍地以外での市区町村窓口で交付できるよう改めるものでございます。

同条第7号につきましては、婚姻離婚等の受理証明書の交付または戸籍等の記載事項証明書の交付のほかに、新たに婚姻離婚等の届出証等の情報内容の証明書の交付を加えるものです。

同条第8号につきましては、婚姻離婚等の届出書等の閲覧のほかに、婚姻離婚等の届出証等の情報の内容を表示したものの閲覧できることを新たに加えるものです。

第13号につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称の変更に伴い、改めるものでございます。

附則といたしまして、本条例につきましては、3月1日から施行するものです。

議案第1号の補足説明は以上です。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第1号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の3月18日に質疑・討論・採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第5、議案第2号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

服部福祉課長。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） 議案第2号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして、補足して御説明申し上げます。

この予算につきましては、物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい市町村民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付する事業と、市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への子供1人に対して5万円を給付する事業でございまして、該当世帯等に対して給付金を速やかに支給するため、地方自治法179条第1項の規定により令和6年2月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告するとともに、承認を求めるため、提案するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金で5,678万9,000円を増額しております。これは、今回の補正予算の目的でございます、物価高騰重点支援給付金（均等割課税）、物価高騰重点支援給付事業（こども加算）の財源に充てるため、国からの補助金で事務費及び事業費に係る全ての経費に充当するものでございます。

次に、歳出でございますが、9ページをお願いいたします。

款 3 民生費，項 1 社会福祉費，目 1 社会福祉総務費で5,678万9,000円を増額するもので、これは、物価高騰重点支援給付事業（均等割課税）と、物価高騰重点支援給付事業（こども加算）の節 3 職員手当等から13使用料及び賃借料までの事業を利用する事務費と、18 負・補・交の事業費でございます。

また、今回の二つの給付事業については、3月中から給付を順次、開始する予定で、まず初めに非課税世帯へのこども加算を給付させていただき、その後、均等割のみ課税世帯への給付、均等割のみ課税世帯のこども加算の給付を予定しており、申請期限を令和6年6月末を予定しておりますので、令和6年度支出分について繰越明許をさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第2号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月8日に質疑・討論・採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第6，議案第3号 利根町みんなのまち基本条例の一部を改正する条例から日程第14，議案第11号 利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の9件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第3号及び議案第4号について、布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、議案第3号 利根町みんなのまち基本条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございます。

令和5年4月1日施行の利根町みんなのまち基本条例の普及啓発及び検証を行う機関として、「利根町みんなのまち基本条例推進委員会」を設置するため、本条例の一部を改正したいので、提案するものでございます。

それでは条例改正案につきまして、新旧対照表のほうで御説明をいたします。

目次の第8章の次に「第9章 利根町みんなのまち基本条例推進委員会（第36条―第44条）」を追加し、本文においても同様に第36条から第44条までを追加するものでございます。

第36条は、設置規定でございまして、提案理由にもありましたとおり、利根町みんなのまち基本条例の普及啓発、推進、検証を行う機関として設置することを定めております。

第37条につきましては、所掌事務について定めております。

2 ページを御覧ください。

第1号で、この条例の普及及び啓発に関すること。第2号で、この条例の推進に関すること。第3号で、この条例の運用及び見直しその他必要な事項に関することを定めております。

第38条は、組織について定めており、推進委員会の委員の人数については、委員10人以内をもって組織するとしております。

第39条は、委員について定めており、委員10人の内訳でございますが、町民4人以内、学識経験を有する者2人以内、各種団体等の関係者4人以内、計10人としております。

第40条は、委員の任期を定めており、委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の委員の任期は前任者の残任期間としてございます。

第41条は、委員会に委員長及び副委員長を置くということを定めておりまして、委員の互選により選任するものとしてございます。

第42条は、委員会の会議について定めており、委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長を務め、第2項では、半数以上の委員がいなければ会議は開くことができないとしております。第3項では、会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決するとしてございます。第4項では、必要があるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見を聴取し、または資料の提出をさせることができるとしてございます。

第43条は、委員会の庶務について定めてございます。

第44条は、委任について定めておりまして、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項につきましては、委員長が委員会に諮って定めるとしてございます。

附則の第1項でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行します。第2項で、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、みんなのまち基本条例推進委員会の委員長、副委員長及び委員の報酬額を追加してございます。

続きまして、議案第4号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、現行の条例が令和6年3月31日に失効する規定となっていることから、引き続き町内における企業立地を促進し、雇用の創出と地域の活性化を図るため、本条例の有効期限を改めたいので、提案するものでございます。

新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。

附則第2項の執行につきまして、令和6年3月31日を5年間延長いたしまして、令和11年3月31日に改めるものでございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

補足説明は以上となります。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第5号について、丹指導課長。

〔指導課長丹 晴幸君登壇〕

○指導課長（丹 晴幸君） 議案第5号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

次のページを御覧願います。

提案理由でございますが、令和6年度より利根町学校運営協議会を設置するに当たり、委員報酬を定めたいので、提案するものでございます。

続きまして、参考資料の新旧対照表を御覧願います。

別表第1の教育支援委員会の下に、新たに学校運営協議会、委員長、日額4,800円、副委員長、日額4,500円、委員、日額4,200円を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものといたします。

補足説明は以上となります。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第6号及び議案第7号について、大越総務課長。

〔総務課長大越達也君登壇〕

○総務課長（大越達也君） 議案第6号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給与月額、期末手当及び勤勉手当の支給率等が改正されたことに伴い、国に準じて職員の給与月額、期末手当及び勤勉手当の支給率等、町長、教育長の期末手当の支給率の規定を改めたいので、提案するものでございます。

この条例の構成でございますが、第1条、第2条では利根町職員の給与に関する条例を、第3条、第4条では利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を、第5条、第6条では利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の三つの条例をそれぞれ改正するものでございます。また、一つの条例につき2条に分けて改正されているのは、それぞれ施行期日の違いがあるためでございます。

それでは、参考資料1から順に御説明させていただきます。

初めに、参考資料1、利根町職員の給与に関する条例新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係になります。

表中の第10条第2項、初任給調整手当の改正につきましては、月額41万4,800円を41万5,600円に改めるものでございます。

次に、第20条の期末手当の改正につきましては、第2項の規定により、6月支給分は現行のままとし、12月支給分については100分の120を100分の125に、次のページをお願いいたします。また括弧内の特定幹部職員については100分の100を100分の105に改めるものでございます。

次に、第3項の規定により、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当については前項の

規定により、6月支給分は現行のままとし、12月支給分については100分の125とあるのは100分の70と、特定幹部職員については100分の105とあるのは100分の60に改めるものです。

次に、第21条の勤勉手当の改正につきましては、第2項第1号の規定により、次のページをお願いいたします、6月支給分は現行のままとし、12月支給分については100分の100を100分の105に。また、括弧内の特定幹部職員については100分の120を100分の125に改めるものでございます。

同項第2号の改正につきましては、第1号と同様に再任用職員の勤勉手当について、6月支給分は現行のままとし、12月の支給分を100分の47.5を100分の50に。また、括弧内の特定幹部職員については100分の57.5を100分の60に改めるものでございます。

次に、別表第2の行政職給料表と、別表第3、医療職給料表（一）及び医療職給料表（三）の改正でございます。

次のページをお願いいたします。

次のページ以降に、それぞれ別記1から別記3として新旧対照表を添付してございます。

別記1の行政職給料表でございますが、下線部分が改正となるわけですが、現行と改正案を比較していただくと分かりますように、今年度の改正では課長級となる6級から若年層部分の1級まで引上げが行われております。別記2、別記3につきましても同様に引上げを行っており、平均で1.1%を引き上げる改正となっております。

この改正は、附則第2項の規定により、令和5年4月1日に遡り適用するものでございます。

次に、参考資料2をお願いいたします。

第2条関係になります。

第20条の期末手当の改正でございますが、改正本則の第1条による改正で、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125とした支給率を100分の122.5に、括弧内の特定幹部職員については100分の105を100分の102.5に一律に改めるものでございます。

定年前再任用短時間勤務職員については100分の122.5とあるのは、次のページをお願いいたします、100分の68.75と100分の102.5とあるのは、100分の58.75に改めるものでございます。

次に、第21条の勤勉手当についてですが、改正本則の第1条による改正で、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105としていた支給率を100分の102.5に、括弧内の特定幹部職員については100分の122.5に一律に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

再任用職員については100分の48.75と、括弧内の特定幹部職員については100分の58.75に改めるものでございます。

この改正は、附則第1項の規定により、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料3、利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表をお願いいたします。

第3条関係になります。

表中の第5条の期末手当でございますが、支給率が一律だったものを、改正案では6月支給分は現行のままとし、12月支給分については100分の125とあるのは100分の175に改めるものでございます。

この改正は、附則第2項の規定により、令和5年4月1日に遡り適用するものでございます。

次に、参考資料4をお願いいたします。

第4条関係になります。

表中の第5条の期末手当の改正でございますが、改正本則第3条で6月と12月にそれぞれ分配したわけですが、100分の122.5とあるのは100分の170と再度一律に改めるものでございます。

この改正は、附則第1項の規定により、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料5、利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例新旧対照表をお願いいたします。

第5条関係になります。

表中の第7条の改正でございますが、特定任期付職員の給与月額のうち、第1号給の額を38万円、第2号給の額を42万7,000円、第3号給の額を47万7,000円に改めるものでございます。

次に、第8条第2項でございますが、特定任期付職員の期末手当の支給率が一律だったものを、次のページをお願いいたします、6月支給分は現行のままとし、12月支給分については100分の125とあるのは100分の175に改めるものでございます。

この改正は、附則第2項の規定により、令和5年4月1日に遡り適用するものでございます。

次に、参考資料6をお願いいたします。

第6条関係になります。

表中の第8条でございますが、改正本則第5条で6月と12月にそれぞれ分配したわけですが、今度はそれを100分の122.5とあるものは100分の170に再度一律に改めるものでございます。

この会則は、附則第1号の規定により、令和6年4月1日より施行するものでございます。

次に、参考資料 7 をお願いいたします。

これは、今回提出させていただいた改正条例の附則でございます。

附則第 1 項及び第 2 項は、先ほどまで順次、説明させていただいた施行期日及び遡及適用日についての規定でございます。

1 ページから 2 ページになりますが、第 3 項は、給与の内払いの規定で、改正前の条例に基づいて支給した給与は、改正後に支給する給与の内払いとする（みなし規定）でございます。

第 4 項及び第 5 項は、支給日の特例についての規定でございます。

第 6 項は、条例の施行に関する必要な事項は、規則へ委任する規定でございます。

今までの新旧対照表のほうで御説明させていただきました改正の概要でございますが、給与関係につきましては給与表の改正、こちらが令和 5 年 4 月 1 日から遡及適用となりまして、初任給及び若年層に重点を置いた改正ということで平均 1.1% の引上げとなっております。

期末手当の改正ということで、こちらが令和 5 年 12 月に遡及適用ということで、一般の職員につきましては年間 2.4 月分を 2.45 月分、0.05 月分の引上げとなっております。特定幹部職員につきましては年間 2 月分を 2.05 月分、こちらも 0.05 月分の引上げとなっております。再任用職員が年間 1.35 月分を 1.375 月分、0.025 月分の引上げでございます。勤勉手当の改正も、こちらも令和 5 年 12 月期に遡及適用ということで、一般の職員につきましては年間 2.0 月分を 2.05 月分、0.05 月分引上げ、特定幹部の職員につきましては年間 2.4 月分を 2.45 月分、0.05 月分引上げ、再任用職員、年間 0.95 月分を 0.975 月分、0.025 月分の引上げでございます。特別職の期末手当につきましては 0.10 月分引上げということで、年間 3.3 月分から 3.4 月分に引上げとなっております。

議案第 6 号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第 7 号 利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給を可能とされたこと、及び人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を考慮し、会計年度任用職員の給与について改めたいので、提案するものでございます。

それでは、参考資料、利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表をお願いいたします。

表中の第 3 条につきましては、会計年度任用職員の給与について「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めるものでございます。

続きまして、新しく第 16 条の 2 の条文を追加し、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給する条文となっております。勤勉手当の支給額や支給方法については、給与条例第 21 条の規定を準用し、一般の職員と同様の方法で支給する旨

を規定した条文となつてございます。

第16条の2，第2項につきましては，任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員でも一定期間会計年度任用職員としての勤務実績があれば，勤勉手当を支給することができる規定となつてございます。前項と同様に給与条例第21条を準用する規定となつてございます。

第26条の改正につきましては，1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして規則で定めるものを除き，期末手当の支給を行わない規定を本条と併せて，次条第1項にも適用する文言を追加する改正となつてございます。

下線部分の次条第1項は，次ページの第26条の2を指しており，勤勉手当においても対象のパートタイム会計年度任用職員が同じであることを追加するものでございます。

2ページをお開きください。

新しく第26条の2の条文を追加し，任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給する条文となっております。

支給方法等は，給与条例第21条の規定を準用し，勤勉手当基礎額については，同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と規定されているものを，「基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読替え支給するものでございます。

第26条の2，第2項につきましては，任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員でも一定期間会計年度任用職員として勤務実績があれば，勤勉手当を支給することができる規定となつており，前項と同様に給与条例第21条を準用する規定となつております。

3ページをお開きください。

第35条，給与改定の実施時期の取扱いを追加し，会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは，次項の場合を除き，給与条例の適用を受ける職員の例によると定めるものでございます。

第2項につきましては，改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し，又は死亡した職員については，従前の例によると定めるものでございます。

第3項につきましては，特別の事情により前3項の規定によることができない場合，または著しく不適當であると認められる場合には，別に町長の定めるところにより，又はあらかじめ町長の承認を得て，別段の取扱いをすることができると定めるものでございます。

第35条の追加に伴い，現行の第35条は第36条に改めます。

4ページをお開き願います。

附則第1項は，施行期日についての規定でございます。

第35条を第36条とし，第34条の次に1条を加える給与改定の実施時期の取扱いの改正規定は，公布の日から，そのほかは，令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、利根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての規定でございます。会計年度任用職員で育児休業をしている場合の期末手当の取扱いを、一般の職員と同様の取扱いに改めるものでございます。

具体的には、参考資料、利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第2項）新旧対照表をお願いいたします。利根町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表になります。

第7条につきまして、現行では「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度職員を除く。）」とあるものを削除することで、育児休業している会計年度任用職員も基準日以前6か月以上内の期間において勤務した期間があれば、期末手当が支給されるようにするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第8号について、弓削生涯学習課長。

〔生涯学習課長弓削紀之君登壇〕

○生涯学習課長（弓削紀之君） それでは、議案第8号 利根町立図書館条例の一部を改正する条例について、補足して御説明いたします。

提案理由につきましては、図書館の運営について多種多様な意見を聴取することを目的に、図書館協議会の委員を新たに町民から公募により任命するため、提案するものです。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明させていただきます。

現行図書館協議会、第4条第2項、協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命するとなっております。これを改正案として、図書館協議会、第4条第2項、協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。第1号、学校教育の関係者、第2号、社会教育の関係者、第3号、家庭教育の向上に資する活動を行う者、第4号、学識経験のある者、第5号、町民に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第9号について、服部福祉課長。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） 議案第9号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率の規定を改めたいので、提案するものでございます。

こちらは、現行の第8期介護保険事業計画が、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間となっているため、令和6年度から令和8年度までの計画期間として新しく第

9期介護保険事業計画の策定に伴い、条例を改正するものでございます。

介護保険法施行令の改正に伴い、これまで介護保険料の所得段階の標準段階がこれまでの9段階以上から13段階以上になりますので、町においても国の標準段階の13段階の所得区分に応じて保険料を設定することになります。第1号被保険者の介護保険料は、厚生労働省が運営する地域包括ケア見える化システムを基に、第1号被保険者数や要介護認定者数、給付費の推計を基に算定するものでございます。

それでは改正内容につきまして、参考資料1の新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第2条は、第1号被保険者の保険料率を定めておりますが、第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号から2ページ目上段の第13号までについては、国の標準段階の所得区分に基づき、年間の保険料を定めております。

続いて、第2条第2項は、所得の区分が第1段階から第3段階までの低所得者の公費による保険料軽減措置を定めているものでございまして、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の計画期間も引き続き継続するものでございます。公費軽減後の保険料は、第1段階を1万6,700円から1万9,100円に、第2段階を2万7,900円から3万2,500円に、第3段階を3万9,000円から4万6,000円に改めるものでございます。

第4条は、賦課期日後において、第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の規定でございまして、こちらも保険料の所得段階が9段階から13段階に変更になることに伴い、改めるものでございます。

附則第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日とし、附則第2項は経過措置として、改正後の保険料率は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については従前の例によるものと規定するものでございます。

説明は以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第10号及び議案第11号について、飯島生活環境課長。

〔生活環境課長飯島 弘君登壇〕

○生活環境課長（飯島 弘君） 議案第10号 利根町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例について、補足して御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございまして、町内における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関し、災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全並びに豊かな自然環境の保全を図るために必要な事項を改めることにより、町民の安全及び安心を確保するに当たり、条例を制定したいので、提案するものでございます。

それでは提案いたしました条例につきまして、御説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。

第1条でございまして、条例制定の目的を定めたもので、利根町内に太陽光発電施設を

設置するときのルールを定め、町民皆様の安全と安心を確保することを目的としております。

第2条は、用語の意義を定めるもので、第1号では、太陽光発電施設とは太陽光から電気を発電するための設備と定めています。

第2号では、太陽光発電事業とは町内で太陽光発電施設を利用し発電を行う事業で、出力される電力の合計が10キロワット以上のものを対象といたします。また、同じ事業者もしくは共同で運営していると思われる事業者が、同時期に近隣の場所に設置する場合、それぞれの施設で出力される合計が10キロワット以上を超える場合も含まれます。ただし、次のア及びイに該当するものは除かれます。ア、建築基準法で定める建築物の屋根や側面、屋上のいずれかに設置する場合。イ、電気会社や他の者に電気を供給せず、自家消費などで設備を使用する場合。

第3号では、事業者とは太陽光発電事業及び太陽光発電設備の設置事業を行う個人及び法人。第4号では、事業区域とは太陽光発電事業を行う区域。第5号では、地域住民とは事業を行う区域の行政区の区域内に居住する住民。第6号では、近隣関係者とは事業を行う区域に隣接する土地の所有者並びに隣接する土地に建てられている建築物の所有者及び当該建築物に居住する方。第7号では、周辺関係者とは地域住民及び近隣関係者と規定しております。

第3条は、町の責務として、第1条に定める目的を達成するため、正しく円滑に運用できるよう各案件に対し適切な対応を行うことを定めております。

第4条は、事業者の責務として、第1項では、事業者は、第1条に定める目的を達成するため、関係する法令、条例及びガイドラインを守り、関係者との関係性を良好に保つよう努めていただき、設置工事中及び設置完了後においても、関係性を良好に保つよう努めること。

2 ページ目を御覧ください。

第2項では、事業者は、施設の適正な設置及び管理に努めるとともに、計画的に資金の積立てを行うなど、事業を終了する場合には速やかに施設の撤去を行わなければならないこと。第3項では、事業者は、事業を実施していることに伴い、事故等が発生した場合や周辺関係者との紛争が生じた場合は、事業者自身の責任で誠意を持って問題を解決し、今後また問題が発生しないよう再発防止策を講じなければならないと定めています。

第5条は、町民の方の責務といたしまして、第1条に規定する目的を達成するため、条例の定める手続に協力することに努めていただきます。

第6条は、設置事業者等の制限として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び同条第6号で定義している暴力団等、利根町暴力団排除条例第2条第3号で定義されている暴力団員等又は暴力団等と関係を有するものに該当する場合は、太陽光発電事業又は太陽光発電施設の設置事業を行うことができないと定めております。

第7条は、設置抑制区域を指定するもので、第1項では、町長は、町における災害の防止、良好な景観の形成、文化的価値、森林、農地等を守るために配慮が必要な地域、豊かな自然の保全が必要な地域を設置抑制区域として指定するものです。第2項では、設置抑制区域を規則で定めるとし、規則第3条で規定いたします。第3項では、町長は、規則で定める設置抑制区域において事業が計画された場合、事業者に対して、事業の実施の自粛を要請することができると定めています。

第8条は、事業を行うに当たっての事前協議について、第1項では、事業者は、事業に関する計画について、事前に町長と協議すること。第2項では、町長は、協議があった際には、事業者に必要な助言を行うことができること。第3項では、事前協議が終了した場合は、終了した旨を事業者に通知することと定めています。

第9条は、事業者による周辺関係者に対する説明について、第1項では、事業者は、施設の設置に関し、事業区域の周辺関係者に対し説明会を開催するなど、事業の周知について必要な対応を取っていただきます。

3 ページ目を御覧ください。

第2項では、事業者は、周知を行うに当たり、第10条の届出を行うまでに、事業計画の内容について地域住民の理解及び近隣関係者の同意を得られるよう努めなければならないこと。第3項では、事業者は、第1項の設置を行った結果、周辺関係者から意見があった場合には、その意見に対応しなければならないこと。第4項では、事業者は、第1項に定められている説明会の結果について、第10条第1項に定められている届出と併せて町長に報告しなければならないこと。第5項では、事業者より提出された近隣関係者の同意について、確認することができることを定めております。

第10条は、事業の届出及び協議について、第1項では、事業者が、事業を行おうとするときには、事業着手日の60日前までに規則第5条で定める事項を届け出て、町長と協議しなければならないこと。第2項では、事業者は、第1項の規定により届け出た事項の中で、規則第5条で定めるものを変更した場合には、その旨を町長に届け出なければならないと定めています。

第11条は、協議終了の通知等について、第1項では、町長は、第10条第1項で定めた事業の届出及び協議が終了したときは、事業者に協議が終了した旨を通知すること。第2項では、町長は、必要に応じて、その通知に意見をすることができること。第3項では、事業者は、この通知を受けた後に事業に着手しなければならないと定めています。

第12条は、事業に係る工事の届出について、第1項では、事業者が工事を始める場合は、速やかに町長に届け出なければならない。なお、工事が終了したとき、中止、再開したときも同様に届け出なければならないこと。第2項では、町長は、工事完了の届出の提出があった場合は、条例の定める限度において、事業者に対し資料の提出を求め、必要に応じ職員が事業区域内に立入り確認ができると定めています。

第13条は、施設の適正な設置及び管理について、事業者は、規則第8条で定められていることを遵守し、施設の適正な設置及び事業区域内を常に安全で良好な状態であるよう管理することを定めています。

第14条は、施設の廃止の手続について、第1項では、施設を廃止しようとするときは、事業者は、廃止しようとする日の30日前までに、あらかじめ町長に届け出なければならないこと。第2項では、事業者は、事業を廃止するときは適切な措置を行うとともに、施設の廃止が完了したときは、完了の日から30日以内に、町長に届け出なければならないと定めております。

4 ページ目を御覧ください。

第15条は、事業の承継の届出について、第1項では、第11条で規定している協議終了の通知を受けた事業者から相続、売却等により事業を承継した場合は、承継した日から30日以内に、規則第10条の規定により、町長に届出すること。第2項では、承継元の事業者が付されていた条件を承継した事業者は遵守することを定めています。

第16条は、事業者に対する指導又は勧告について、第1項では、町長は、条例の施行に関し必要があると認める場合は、事業者に対して、適切な対応を取るよう指導又は勧告を行うことができることとしております。指導又は勧告を行う場合は、次の各号に該当する場合で、第1号では、第10条第1項で定めている事業の届出及び協議を事業着手の60日前までに提出しなかった場合、又は虚偽の届出等をした場合。第2号では、第11条第1項で定めている協議終了の通知を受ける前に事業に着手した場合。第3号では、第12条第1項で定められている事業に係る工事の届出を提出しなかった場合、又は虚偽の届出等をした場合。第4号では、第14条第1項及び第2項で定められている事業の廃止に係る届出を提出しなかった場合、又は虚偽の届出等をした場合。第5号では、事業者が適正な設置及び管理をせず、事業区域外に被害を与えた場合、又は被害を与える恐れがある場合。第6号では、第1号から第5号に定めている以外で、町長が必要と認める場合。

第2項では、第1項で定められている指導又は勧告を受けた場合は、対応状況を町長に報告し、第3項では、報告を受けた場合は、町長は、速やかに確認を行うものと定めています。

第17条は、事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者を公表すること、第1項では、従わない事業者の氏名及び住所、事業者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地と勧告内容を公表できること。第2項では、町長は、公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対し、理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならないと定めております。

第18条は、委任について、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等により定めるとしております。

5 ページ目を御覧ください。

附則でございますが、施行期日といたしまして、第1号は、施行日を定めており、令和6年4月1日から施行するものです。

経過措置といたしまして、第2号は、公布日前に工事に着工している事業は、令和6年4月1日以後に事業計画の変更又は事業の廃止が行われるまでは、第7条の抑制区域、第8条の事前協議、第9条の周辺関係者への説明、第10条の事業の届出及び協議、第11条の協議終了の通知と、第12条の事業に係る工事の届出については適用しないこと。

第3号は、公布日から令和6年4月1日までに工事に着手する事業については、令和6年4月1日以後に事業計画の変更又は廃止が行われるまでの間は、第7条の抑制区域、第8条の事前協議、第10条の事業の届出及び協議、第11条の協議終了の通知等は適用しないと定めております。

議案第10号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第11号 利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例について、補足して御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例は平成9年1月1日から施行され、平成16年4月1日、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の施行に合わせ、同日付で利根町においても必要な改正を行いました。その後、数回にわたり県条例規則等の一部改正が行われたことにより、町の条例においても全部を改めたいので、提案するものでございます。

それでは提案いたしました条例につきまして、議案第11号参考資料1、利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例新旧対照表を参考に、御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第2条は、定義について定められたもので、改正案といたしまして第6号を加えるものです。改良土とは、土、泥土、汚泥等にセメントや石灰を混ぜ、科学的安定処理をしたものでございます。

第3条は、条例の適用範囲について定められたもので、改正案では、第3号、第4号、第5号の事業を加えるため、第1項中の字句をいずれかに改め、事業の下限面積を撤廃し、適用範囲を広げるものでございます。第2号では、茨城県規則第3条第1項第8号の国立大学法人を加え、2 ページを御覧ください、第3号では、他の法令で許可等を受けた事業、町の規則で定めた事業。第4号では、第三セクターが行う事業。第5号では、自ら利用するために建築確認を受けた建築事業は、1,000平方メートルまでは対象としない。ただし、同一の目的で1年以内に隣接地で事業が行われ、その面積の合算が1,000平方メートルを超える場合は除くをそれぞれの適用範囲に加えるものでございます。

改正案第4条は、新たに町の責務を加え、この条例の目的である災害の防止及び町民の安全と良好な生活環境を確保するため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進する

ものと定めております。

3 ページを御覧ください。

現行の第4条は、事業主等の責務について定められたもので、改正案では第5条に改め、第4項、第5項を加えるものでございます。第4項では、事業の期間中に災害などが発生した場合は、事業主は直ちに必要な安全措置を講じなければならないこと。第5項では、土地の埋立て等に用いる土砂等を運搬する場合は、土壌汚染等がないような土砂等を運搬するよう努めることを、事業主等の責務に加えるものでございます。

第5条は、事業の許可について定められたもので、改正案では新たに第6条で、事前協議について条文を加えるものでございます。第1項では、事業主等は許可の申請前に、事業計画について町と協議すること。第2項では、町は必要な助言や指導を行うことができる、それぞれを定めています。

改正案第7条は、事業の許可について定めるもので、第1項では字句を削り、第2項では、事業の許可を加え、資料に字句を改めるものでございます。第3項では、災害の防止及びを加え、より町民の方の安全と良好な生活環境を確保するものでございます。

4 ページを御覧ください。

第6条は、事業の許可基準について定められたもので、改正案では第8条に改め、許可基準に改正案第11条第1項の事業内容等の変更を加え、現行の第1号から第4号を削除し、新たに第1号から第5号を加えるものでございます。第1号から第3号は、事業区域及びその周辺地域での災害や事故の防止、町民の安全と良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じること。第4号は、事業に用いる土砂等の環境汚染物質の制限について。第5号は、事業主等の欠格事項について定めております。

6 ページを御覧ください。

第2項では、前項の改正により、第1号から第3号に規定する措置に係るに字句を改めるものでございます。

7 ページを御覧ください。

第6条の2は、名義貸しの禁止について定められたもので、改正案では第9条に改め、改正に合わせ字句を改めるものでございます。

第7条は、事業の開始について定められたもので、改正案では第10条に改め、改正に合わせ字句を改めるものでございます。

第8条は、事業内容等の変更について定められたもので、改正案では第11条に改め、改正に合わせ字句を改めるものでございます。

第9条は、監督処分について定められたもので、改正案では第12条に改め、許可等を受けずに事業を開始、もしくは付された条件に従わなかった事業主等への対応について定め、新たに1号、2号、第2号を加えるものでございます。第1号では、事前協議や許可を受けない場合。第2号では、災害防止及び町民の安全と良好な生活環境を確保するため、搬

入しようとする土砂等の土質分析結果を提出しない場合や、事前協議時に行った助言指導に従わないときは当該事業の停止や原状回復等の必要な措置を取ることができると定めています。

第10条は、改善勧告について定められたもので、改正案では第13条に改め、第8条第1項各号に定める事業の許可基準、安全等の確保と事業主等の欠格事項を加えるものと定めています。

8ページを御覧ください。

第11条は、改善命令について定められたもので、改正案では第14条に改め、第13条の改善の勧告に従わない事業者に対し、事業の停止や原状回復をすることなどを加えるものと定めています。

第12条は、許可の取消し等について定められたもので、改正案では第15条に改め、第1項第1号では改正に合わせて字句を改め、第2号を削除し、新たに第2号から第4号を加えるものと定めています。第2号では、第7条第3項の事業の許可、第11条第2項の事業内容の変更の規定に違反したとき。第3号では、第8条第1項各号の事業の許可基準に違反したとき。第4号では、第9条の名義貸しの禁止の規定に違反したとき、それぞれに許可を取り消すことができること。

第2項は、新たに追加するもので、町長は、許可を受けた事業者等が、6か月以内に土地の埋立て等に着手せず、又は引き続き6月以上土地の埋立て等が行われなるときは、許可を取り消すことができること。

第3項の改正案は、現行の第2項を改めるもので、改正に合わせて字句を改めるものと定めています。

9ページを御覧ください。

第14条は、代執行について定められたもので、改正案では、許可を受けずに事業を開始もしくは付された条件に従わなかった事業主に対し、事業の停止や原状回復、その他必要な措置を命ずることを規定し、従わなかった場合は罰則を定めており、改正案のとおり監督処分、罰則等を強化することから、代執行を削除するものと定めています。

第15条は、事業完了について定められたもので、改正案では第16条に改め、事業完了の日から14日以内に届出と改めております。

改正案第17条は、新たに地位の承継を加えるもので、第1項では、事業許可後に事業主等が相続等により変更になった場合は、当該許可を受けた事業主等の権限及び地位を承継すること。第2項では、地位を承継した事業主は、承継の日から7日以内に届け出なければならないことを定めております。

10ページを御覧ください。

第16条は、事業主等に対する報告について定められたもので、改正案では第18条に改めるものと定めています。

第17条は、立入検査について定められたもので、改正案では第19条に改め、条例の施行に必要な限度において事業区域に当該職員を立ち入らせることができるよう改めております。

第18条は、標識の設置について定められたもので、改正案では第20条に改めております。

第19条は、違反事実の公表について定められたもので、改正案では第21条に改め、改正案に合わせ字句を改めるものでございます。

第20条は、罰則について定められたもので、改正案では第22条に改め、第1項中、いずれか及び2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に改め、違反行為を行ったことに対する罰則を強化するものでございます。また、各号では違反行為を定めており、第1号では改正に合わせ、第7条第1項、事業の許可に字句を改め、又は第11条第1項の事業内容等の変更を受けなかったものを新たに加え、第2号では改正に合わせ字句を改めるものでございます。第3号では、第14条に規定する改善命令に違反した者を新たに加えております。

第2項の改正案では、いずれか及び50万円以下の罰金に字句を改め、違反行為を行ったことに対する罰則を強化するものでございます。第1号では改正に合わせ、第10条事業の開始に字句を改め、第16条で定めている事業の完了を新たに加えております。現行の第2号については改正案では削除し、11ページを御覧ください、改正案では第3号を第2号に改め、改正に合わせ字句を改めるものでございます。第4号は、改正案では第3号に改め、改正に合わせ第19条に改め、当該職員による質問に答弁しない、又は虚偽の答弁をしたものを新たに加えるものでございます。第5号は、改正案では第4号に改め、改正に合わせ字句を改めるものでございます。

第21条は、両罰規定について定められたもので、改正案では第23条に改めるものでございます。

第22条は、委任について定められたもので、改正案では第24条に改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日といたしまして、第1号では施行日を定めており、令和6年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、第2号は、施行日前に事業に着手している事業又は事前説明会が完了している事業は、条例施行後は、改正前の条例に基づいて事業を行うものと定めております。

議案第11号についての説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第3号から議案第11号までの9件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、議案第6号及び議案第7号は3月8日に、議案第3号から議案第5号及び議案第8号から議案第11号は、今定例会最終日の3月18日に質疑・討論・採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午後零時27分休憩

午後1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第15、議案第12号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第7号）から日程第20、議案第17号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第12号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第12号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正の変更でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が庁舎大規模改修工事から、款3民生費、項2児童福祉費、事業名が利根町子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定業務委託は、事業費の総額、令和5年度と令和6年度の年割額をそれぞれ記載のとおり変更するものでございます。

第3表、繰越明許費補正の追加でございます。

款2総務費、項3戸籍住民登録費、事業名が戸籍事務費は381万7,000円の計上で、マイナンバーカードへの振り仮名及びローマ字表記を図るための戸籍附票システムの改修となりまして、国よりシステム改修費用については令和5年度予算で計上し、事業が完了しない場合は翌年度に繰り越すよう指示があったことによるものです。戸籍住民登録費は46万2,000円の計上で、システム改修に伴う変更内容が追加され、機器の改修が年度内に完了できないため、繰り越すものです。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、事業名が感染症予防対策事業は74万5,000円の計上で、新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種終了に伴う県外接種の手数料、ワクチン、シリンジ、針の廃棄などの残務処理のため、繰り越すものです。

次に、款7土木費、項1道路橋梁費、事業名が道路工事事業は1,700万円の計上で、町道107号線の道路修繕工事において県道千葉竜ヶ崎線排水工事と工事調整が必要なことから、関係機関との協議に日数を要したため、繰り越すものです。

6ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正の変更でございます。

機械警備及び常駐警備業務委託は143万2,000円を増額して735万9,000円に変更するもので、役場庁舎の警備業務において警備員の人件費高騰及び22時以降の警備による時間外手当の支払いのため、増額するものです。

次に、ふれ愛タクシー運行業務委託は160万4,000円を増額して1,578万6,000円に変更するもので、デマンド型乗り合いタクシー3台の運転士の人件費高騰により、増額するものです。

債務負担行為補正の廃止でございます。

庁舎空調設備保守管理業務委託及び庁舎空冷ヒートポンプチラー保守管理業務委託は、現在、庁舎の大規模改修を行っている業者と協議した結果、保守管理の必要がなくなったため、廃止するものです。

7ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正の変更でございます。

起債の目的で、過疎対策事業債は限度額を4,150万円減額し4億6,820万円に、緊急防災・減災事業債は限度額を10万円減額し3,120万円とするものです。詳細につきましては、歳入の款21町債で御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

続きまして、歳入でございますが、今回の補正は主に今年度事業費の支出見込みや交付金額の決定による国県支出金の補正となっております。説明につきましては、新規事業や追加交付、財源の組替えを行った事業について説明させていただきます。

款10地方交付税、目1地方交付税は5,032万1,000円を増額するもので、普通交付税が12月に追加交付されたことによるものです。

款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金は、支出見込みの増減及び交付金額の決定によるものです。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は236万6,000円を減額するもので、節1総務管理費補助金、地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）は720万円の減額で、予算計上を款15県支出金、項2県補助金に計上すべきであったため、減額するものです。

節2新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、子育て世帯生活支援給付金事業、コロナ交付金の減額、プレミアム付商品券事業、高齢者等買物弱者移動販売支援事業、学校保健特別対策事業費補助金への財源組替え追加充当によるものです。

節5社会保障・税番号制度システム整備補助金は、マイナンバーカードへの振り仮名及びローマ字表記の実現を図るため、戸籍附票システムの改修を行うための補助金となります。

次に、目2民生費国庫補助金、12ページをお願いいたします、目3衛生費国庫補助金は、支出見込みの増減によるものです。

次に、目4農林水産業費国庫補助金、機構集積協力金交付事業費補助金は1,222万5,000円の増額で、利根西部地区基盤整備区域において、茨城県農地中間管理機構に農地を貸した地域や農業者等が見込みより大幅に多かったことによるものです。

次に、目5商工費国庫補助金、消費者行政強化交付金は18万4,000円の減額で、予算計上を款15県支出金、項2県補助金に計上すべきであったため、減額するものです。

次に、目6土木費国庫補助金から目8教育費国庫補助金は、歳出見込みの減によるものです。

款15県支出金、目1民生費県負担金は、支出見込みの増減及び交付金額の決定によるものです。

13ページをお願いいたします。

項2県補助金、目1総務費県補助金、地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）は60万円を計上するもので、先ほど説明しました国庫補助金からの組替えとなり、計上額が減っているのは支出見込みの減によるものです。

次に、目2民生費県補助金から目4農林水産業費県補助金は、支出見込みの増減によるものです。

次に、目6商工費県補助金は18万4,000円を増額するもので、節1商工費補助金、消費者行政強化交付金も、先ほど説明しました国庫補助金からの組替えとなります。

款16財産収入、目1不動産売払収入は2,405万1,000円を増額するもので、旧布川小学校跡地の一部をタイケン学園に売払いする収入となります。

款17寄附金、目1一般寄附金は20万2,000円を増額するもので、明治安田生命保険相互会社つくば支社より、地域住民健康増進、子育て支援、介護認知症対策等に役立ててほしいとのことで寄附をいただいたものです。

14ページをお願いいたします。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金は1億1,535万1,000円を減額するもので、今回の補正予算の財源調整による余剰金を基金に繰り戻すものです。

次に、目3茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金から目6利根町農業経営基盤強化基金繰入金は、充当する事業の事業費が確定したことから基金に繰り戻すものです。

款20諸収入、目3雑入は179万4,000円を減額するもので、節4消防団員退職報償金は、消防団員数が確定したこと。節6雑入は、農地中間管理事業業務委託金がこの事業に従事する会計年度任用職員の人件費が増額すること、利根町インキュベーション施設光熱水費実費負担金は、出店期間が見込みより短く、電気、水の使用量も少なかったことによるものです。

款21町債、目2過疎対策事業債は4,150万円を減額するもので、節1過疎対策事業債は、町道整備事業において、町道1017号線道路測量設計業務委託、町道109号線舗装修繕工事、

町道102号線舗装修繕工事，街路灯改修工事，区画線設置工事，用地測量業務委託費用が確定したこと。消防設備整備事業は，第7分団機庫建築設計業務委託費用が確定したこと。学校施設整備事業は，利根小学校の光回線化工事，給食室調理設備更新工事，利根中学校の教室ドア改修工事，第2グラウンド門扉改修工事費用が確定したこと。基盤整備事業は，利根西部地区，利根南部地区の基盤整備事業の町負担金が確定したことによるものです。

節2 過疎対策事業債（ソフト事業）は，商工業振興助成事業において，町内商品券販路拡大事業補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することにより，小学校児童通学バス運行業務に財源を組み替えるものです。

節3 過疎対策事業債（ソフト事業限度額超分）は，総務省より発行可能額が増額されたことにより，小学校児童通学用バス運行業務に追加で充当するものです。

次に，目3 消防費は10万円を減額するもので，指定避難所，文化センター，利根小学校，利根中学校3校の非常用電源切替盤設置工事費用の確定によるものです。

15ページをお願いいたします。

続きまして，歳出でございますが，今回の補正は，人件費においては人事院勧告に伴う節2 給料，節3 職員手当等と節4 共済費の職員給与費及び会計年度任用職員報酬の遡及分の支払いとなります。事業費においては，各事業費の確定，今後の支出見込額算出による減額するもの，過年度分の国庫補助金の確定による返還金となります。また，光熱水費の減額については，電気料金において国の補助制度があったことにより減額するものです。これらの説明は省かせていただきます。

款1 議会費，目1 議会費は93万円を減額するもので，議会活動費は議員が1名減になったことによるものです。

16ページをお願いいたします。

款2 総務費，目1 一般管理費は，給与計算人事記録システム賃借料の確定によるものです。

17ページをお願いいたします。

次に，目5 財産管理費は，庁舎管理，町有財産管理の事業費の確定，見込額の算出によるものです。

18ページをお願いいたします。

次に，目6 企画費は3,000円を増額するもので，駅からハイキング開催事業は，例年，桜の開花時期の4月に実施している事業ですが，令和6年は3月末実施となったことによるものです。

次に，目7 地域振興費は1,121万2,000円を減額するもので，19ページをお願いします，定住促進事業は，結婚新生活支援事業補助金において，当初見込みより申請が大幅に少なかったことによるものです。

次に，目8 交通安全防犯対策費は，20ページをお願いいたします，県民交通災害共済電

算業務委託費の確定によるものです。

次に、目9情報化推進費、目10行政事務改善費は、電子自治体推進、行政改革推進のための事業費の確定、見込額の算出によるものです。

21ページをお願いいたします。

徴税費、目2賦課徴収費は28万3,000円を減額するもので、固定資産税賦課事務費は、太陽光パネルの設置範囲を衛星写真を用いて確認をする予定であったが、今年度は対象エリアを人工衛星が飛行しないため、業務の履行ができなくなったことによるものです。

22ページをお願いいたします。

項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費は119万2,000円を減額するもので、戸籍事務費は、戸籍情報システム改修業務が令和6年度に変更になったことによるもの。23ページをお願いします、戸籍附票システム改修業務委託は、繰越明許費補正で説明したもので、マイナンバーカードへの振り仮名及びローマ字表記を図るための戸籍附票システムの追加改修となります。

款3民生費、目1社会福祉総務費は、24ページをお願いいたします、自立支援医療給付費、訪問入浴サービス事業委託、補装具給付金、障害者計画策定業務、25ページをお願いいたします、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業費の確定、見込額の算出によるものです。

次に、目2老人福祉費は978万6,000円を減額するもので、26ページをお願いいたします、老人福祉施設整備事業は、特別養護老人ホームやまなみ園への介護老人福祉施設補助金の確定によるものです。

次に、目4医療総務費は44万4,000円を減額するもので、国民健康保険特別会計繰出金は、今回の補正における保険基盤安定、財政安定化支援事業、職員給与費等の町からの繰出金の額が算出されたことによるものです。

次に、目5医療福祉費は950万3,000円を増額するもので、医療福祉事業は、27ページをお願いいたします、医療福祉システムの妊産婦所得制限撤廃に伴う改修となります。

次に、目7介護保険費は717万1,000円を減額するもので、介護保険特別会計繰出金は、今回の補正における介護給付費、介護保険総務管理費、地域支援事業費等の町からの繰出金の額が算出されたことによるものです。

次に、目9保健福祉センター費は、28ページをお願いいたします、自動ドア交換工事費の確定によるものです。

次に、目10後期高齢者医療費は365万6,000円を減額するもので、後期高齢者医療特別会計繰出金は、今回の補正における保険基盤安定事務費の町からの繰出金の額が算出されたことによるものです。

29ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、子育て応援手当、子ども・子育て支援事業計

画、30ページをお願いいたします、子育て世帯生活支援給付金の確定、見込額の算出によるものです。

次に、目2児童措置費は、保育所の委託料、31ページをお願いいたします、各種補助金、給付費等の確定、見込額の算出によるものです。

32ページをお願いいたします。

款4衛生費、目1保健衛生総務費、目2予防費は、出産・子育て応援交付金、33ページをお願いいたします、がん検診、予防接種等の事業費の確定、見込額の算出によるものです。

次に、目4環境衛生費は774万8,000円を減額するもので、34ページをお願いいたします、空き家対策事業は、地域おこし協力隊（空き家コーディネーター）の採用がなかったことによるものです。

35ページをお願いいたします。

項2清掃費、目2塵芥処理費は898万円を減額するもので、36ページをお願いいたします、龍ヶ崎地方塵芥処理組合において処理に要する燃料費、光熱水費の余剰が見込まれることによるものです。

款5農林水産業費、目1農業委員会費は、財源の組替えで農地集積集約化対策推進交付金の内示額が40万3,000円増額されたことによるものです。

37ページをお願いいたします。

次に、目3農業振興費は1,134万円を増額するもので、機構集積協力金交付事業は、歳入でも説明しましたが、利根西部地区基盤整備区域において茨城県農地中間管理機構に農地を貸した地域や、農業者等が見込みより大幅に多かったことによるものです。

38ページをお願いいたします。

次に、目4水田農業対策費は、財源の組替えで令和5年度茨城県経営所得安定対策等推進事業費補助金が減額されたことによるものです。

次に、目5農地費は1,232万円を減額するもので、利根西部地区基盤整備事業及び利根南部地区基盤整備事業における町の負担金が確定したことによるものです。

40ページをお願いいたします。

款6商工費、目2商工振興費は37万2,000円を減額するもので、まちなか・商店街活性化事業は、歳入でも説明しましたが、インキュベーション施設への出店期間が見込みより短く、電気、水の使用量も少なかったことによるものです。また、財源の組替えも行っておりまして、歳入で説明したとおり、プレミアム付商品券事業につきまして、過疎対策事業債から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ充当を変更したものです。

次に、目3観光費は163万円を減額するもので、観光事業は当初予定していたトネマチ冬まつり、二所ノ関部屋連携事業、たこ揚げ大会等イベントが中止になったことによるものです。

款 7 土木費，目 1 道路橋梁総務費は，41ページをお願いします，道路橋梁関係共通費，目 2 道路維持費は，道路橋の点検，道路の除草，42ページをお願いいたします，道路の舗装修繕工事。

項 2 河川費，目 1 河川総務費は，除草業務委託費の確定によるものです。

43ページをお願いいたします。

項 3 都市計画費は，目 3 下水道費は1,626万6,000円を減額するもので，公共下水道事業特別会計繰出金は，今回の補正における下水道ストックマネジメント計画見直し業務委託等，町からの繰出金の額が確定したことによるものです。

款 8 消防費，目 1 常備消防費は412万7,000円を減額するもので，44ページをお願いいたします，稲敷地方広域市町村圏事務組合の負担金で，利根消防庁舎の建築工事管理費が確定したこと及び救急車両の購入費が確定したことによるものです。

次に，目 2 非常備消防費は，消防団活動操法大会，45ページをお願いいたします，出初式等の事業費の確定によるものです。

次に，目 3 消防施設費は289万1,000円を減額するもので，消防施設維持管理費は，道路工事において消火栓のかさ上げ，かさ下げ工事の必要がなくなったため，消火栓設置工事負担金の減額，46ページをお願いします，防災施設費は，備品購入費で当初，消防団設備整備費補助金を活用して I P 無線機の購入を予定しておりましたが，交付決定がされなかったため，購入を見送るものです。

47ページをお願いいたします。

款 9 教育費，目 2 事務局費は，48ページをお願いいたします，ランドセル，教員の学校集団検査。

目 3 語学指導事業費は，外国語指導講師派遣業務の事業費の確定によるものです。

次に，目 4 教育研究指導費は517万5,000円を減額するもので，49ページをお願いいたします，各事業における会計年度任用職員の報酬は，出勤日数が当初見込みより少なかったことによるものです。

50ページをお願いいたします。

なお，ティームティーチング非常勤講師においては，職員が 1 名減になったことによるものです。

項 2 小学校費，目 1 学校管理費は473万円を減額するもので，財源の組替えを行っておりまして，歳入で説明しましたが，小学校児童通学用バス運行業務委託に過疎対策事業債（ソフト事業）を充当するとともに，総務省より発行可能額が増額された過疎対策事業債（ソフト事業限度額超分）を充当するものです。

51ページをお願いいたします。

なお，この項目の補正の内容は，小学校児童通学用バス運行，施設管理，運営の事業費の確定によるものです。

次に、目 2 教育振興費は462万1,000円を減額するもので、52ページをお願いいたします、小学校就学援助事業は、新型コロナ交付金事業において、要保護及び準要保護児童、特別支援教育児童の給食費を助成したことによるものです。

次に、目 3 学校給食費は、給食室の調理設備更新工事費の確定によるものです。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費は、53ページをお願いいたします、教室ドア改修、第二グラウンド門扉改修工事費の確定によるものです。

次に、目 2 教育振興費は547万2,000円を減額するもので、中学校就学援助事業は、先ほど御説明しました、小学校就学援助事業と同じ理由によるものです。

54ページをお願いいたします。

項 4 社会教育費、目 2 文化センター費は、文化センター管理事業、55ページをお願いいたします、はたちのつどい事業費の確定によるものです。

次に、目 8 図書館費は350万1,000円を減額するもので、図書館管理・運営事業は、56ページをお願いいたします、会計年度任用職員、事務員の採用人数が1名減ったこと、用務員においても1名が12月末で退職したことによるものです。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費は、町民運動会の事業費確定によるものです。

57ページをお願いいたします。

款10公債費、目 1 元金は15万9,000円を増額するもので、臨時財政対策債の元金償還額の確定によるものです。

次に、目 2 利子は48万7,000円を増額するもので、こちらも臨時財政対策債、過疎対策事業債の利子償還額の確定によるものです。

款11諸支出金、目 5 減債基金費は5,032万1,000円を増額するもので、臨時財政対策債や過疎対策事業債などの起債の償還に備えるため、基金に積み立てるものです。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第13号について松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第13号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

款 1 項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税は2,612万8,000円を減額するもので、主に被保険者の減に伴う保険税の減収によるものでございます。

次に、款 3 県支出金、項 1 県負担金・補助金、目 1 保険給付費等交付金は1億184万2,000円を減額するもので、主なものとしまして、医療費の支出額に応じて交付される保

除給付費等交付金（普通交付金）ですが、医療費の支出の減が見込まれるため、減額するものでございます。

次に、款４繰入金，項１他会計繰入金，目１一般会計繰入金は96万8,000円を減額するもので、主なものとしまして、交付金額の確定によるものでございます。

次に、項２基金繰入金，目１財政調整基金繰入金は1,523万6,000円を減額するもので、今回補正の歳入歳出の差額を基金から取り崩すものでございます。

次の８ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、款１総務費，項１総務管理費，目１一般管理費は77万5,000円を増額するもので、こちらは給与改定に伴う職員給与費を増額するものでございます。

次に、款２保険給付費，項１療養諸費，目１一般被保険者療養給付費は7,600万円を減額するもので、被保険者の減により医療機関等に支払う療養給付費を減額するものでございます。

次の９ページをお願いいたします。

次に、項２高額療養費，目１一般被保険者高額療養費は2,600万円を減額するもので、こちらも被保険者の減によるものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

中段の款６項１保険事業費，目１保健衛生普及費は、人間ドック及び脳ドックの申請件数の減が見込まれるため、減額するものでございます。

次の11ページをお願いいたします。

次に、項２目１特定健康診査等事業費は、こちらも特定健康診査等の受診者数の減が見込まれるため、減額するものと、データヘルス計画・特定健康診査等実施計画策定業務委託の396万円の減額は、当初、この計画を前回策定時と同じく町単独での策定を予定しておりましたが、国保連合会のデータを活用しての国保連合会との共同策定となり、契約において発生した差額を減額するものでございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。

それでは、16ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正でございます。

こちらは、債務負担行為を変更するもので、令和６年度の持続陽圧呼吸療法（ＣＰＡＰ）装置を賃借するため、昨年12月の補正予算で議決をいただきましたが、その後、利用者数が増加することが見込まれたため、限度額を95万1,000円から130万7,000円に変更するものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款１診療収入，項１外来収入の目２社会保険，目３後期高齢者，目５その他の３項目の診療報酬収入は、補正前の収入実績と今後の見込みから補正するも

のでございます。

次に、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、今年度に基金から繰り入れた分を全額繰り戻すものでございます。

次に、款6諸収入、項2目1雑入の個人予防接種料は、コロナワクチン接種が今年度中は公費扱いのままとなったため、当初で自費接種扱いとして計上していた220万円を減額し、その下の新型コロナワクチン接種料のほうで12月までの実績を基に170万円を増額としています。嘱託医報酬収入は、特別養護老人ホームあおばの産業医報酬を計上するものでございます。

次の19ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は、主に人件費の補正になり、正職員及び会計年度職員の給与改定と今年度の実績と今後見込みによる減額補正になります。

次のページ、20ページをお願いいたします。

上段、最後の公課費、消費税及び地方消費税は、令和4年度の確定申告額の半分の額を令和5年度申告分の中間納付として58万6,000円を計上するものでございます。

款2項1医業費、目1医療用機械器具費は、内視鏡検査を実施しなくなったことに伴い、内視鏡システム保守点検業務委託を減額するものでございます。

次に、目3医療用衛生材料費、医薬材料費は、コロナワクチンの費用が国負担となったこと及びその他のワクチンについても使用量が減ったことに伴い、減額するものでございます。

次に、目4諸検査費、手数料は、コロナのPCR検査等の検体検査が減ったことに伴い、減額するものでございます。

次の21ページをお願いいたします。

款3項1基金積立金、目1財政調整基金費で、今回の補正に伴う歳入歳出の余剰分を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第14号及び議案第15号について飯島生活環境課長。

〔生活環境課長飯島 弘君登壇〕

○生活環境課長（飯島 弘君） 議案第14号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、補足して御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費でございます。

款1下水道費、項1下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金は40万9,000円を繰り越すもので、県の浄化センターの建設工事に伴う負担金は、県の事業が年度内に完了しなかったことに伴い、令和6年度に繰り越すものでございます。

4 ページを御覧ください。

第3表，地方債補正でございます。

流域下水道事業債は，限度額を420万円から390万円を減額し30万円に変更するもので，後ほど歳出で御説明いたします，霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の額の確定に伴い，限度額を変更するものでございます。

6 ページを御覧ください。

初めに，歳入から御説明いたします。

款1 分担金及び負担金，項1 負担金，目1 下水道受益者負担金は17万4,000円を増額するもので，新規接続者による受益者負担金でございます。

款2 使用料及び手数料，項1 使用料，目1 下水道使用料は97万1,000円を増額するもので，滞納整理に伴う過年度分の公共下水道使用料の収入でございます。

款3 国庫支出金，項1 国庫補助金，目1 下水道費補助金は850万円を減額するもので，後ほど歳出で御説明いたします，下水道ストックマネジメント計画見直し業務委託の額の確定により，社会資本整備総合交付金を減額するものでございます。

款4 繰入金，項1 繰入金，目1 一般会計繰入金は1,626万6,000円を減額するもので，当初，財源不足として下水道事業に繰入れていたいただいた事業費の額の確定により，不用額を一般会計に繰り戻すものでございます。

款7 町債，項1 町債，目1 下水道債は390万円を減額するもので，後ほど歳出で御説明いたします，霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金が確定したことによるものでございます。

7 ページを御覧ください。

続きまして，歳出でございます。

款1 下水道費，項1 下水道費，目1 公共下水道建設事業費は372万円を減額するもので，主なものでございますが，節18負・補・交は，霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の確定に伴い，381万8,000円を減額するものでございます。

次に，目2 公共下水道維持管理費は2,380万1,000円を減額するもので，主なものでございますが，節12委託料は1,686万9,000円を減額するもので，8 ページ説明の欄を御覧ください，中段より下になりますが，雨水路樹木薬剤散布業務委託，下水道ストックマネジメント計画見直し業務委託の額の確定に伴う減額でございます。

次に，節18負・補・交は237万5,000円を減額するもので，説明の欄中段になりますが，霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金の額の確定によるものでございます。

節26公課費は171万9,000円を減額するもので，こちらも説明欄の中段になりますが，消費税及び地方消費税の支払い額の確定によるものでございます。

議案第14号についての補足説明は以上でございます。

続きまして，議案第15号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）について，補足して御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

款 1 使用料及び手数料，項 1 使用料，目 1 町営霊園使用料は209万9,000円を増額するもので、6 区画分の町営霊園の永代使用料でございます。

款 3 繰入金，項 1 基金繰入金，目 1 財政調整基金繰入金は 9 万9,000円を減額するもので、第 3 号補正予算の財源調整として 9 万9,000円を基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款 1 霊園事業費，項 1 事業費，目 1 事業費は200万円を増額するもので、内容でございますが、節12委託料は、霊園環境整備業務委託の契約差金53万円の減額と、節14工事請負費は、パーゴラ修繕工事の契約差金 9 万円の減額、節18負・補・交は、研修負担金 3 万6,000円それぞれを減額し、先ほど歳入で御説明いたしました増額分200万円を、節24積立金、財政調整基金積立金を265万6,000円増額補正し、基金に積み立てるものでございます。

議案第15号についての補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第16号について、服部福祉課長。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） 議案第16号 令和 5 年度利根町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の主なものにつきまして、補足して御説明申し上げます。

議案書の 6 ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容についてでございますが、主に介護サービス給付費の一部が当初の見込みより下回るため、歳入歳出それぞれ3,845万8,000円を減額するものでございます。

歳入でございますが、6 ページをお願いします。

款 1 介護保険料，目 1 第 1 号被保険者保険料，節 1 特別徴収現年度分でございますが、743万6,000円を減額するものでございます。

次に、節 2 普通徴収現年分でございますが、872万1,000円を減額するものでございます。こちらは、第 1 号被保険者数の減に伴い、徴収見込額の減額分でございます。

次に、款 3 国庫支出金，項 1 国庫負担金，目 1 介護給付費負担金でございますが、572 万8,000円を減額するものでございます。こちらは、今回補正で減額する介護給付費の国が負担する20%分及び施設介護サービス費の国負担分15%分の合計金額となっております。

次に、項 2 国庫補助金，目 1 調整交付金でございますが、1,470万7,000円増額するものでございます。こちらは、第 1 号被保険者の総数に対する75歳以上、85歳以上の被保険者数の割合、第 1 号被保険者数の所得の分布状況等に基づき、普通調整交付金1,464万2,000 円が交付され、また新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第 1 号保険料の減免措置に対する財政収入として、特別調整交付金 6 万6,000円が交付されることに伴い増額するものでございます。

次に、款 4 支払基金交付金，目 1 介護給付費交付金でございますが、773万3,000円を減

額するものでございます。こちらは、今回補正で減額する介護サービス費の支払基金が負担する27%分の交付金となっております。

次に、目2地域支援事業支援交付金でございますが、182万5,000円を減額するものでございます。こちらは、今回補正で減額する地域支援事業費、支払基金が負担する27%分の交付金となっております。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金でございますが、358万円を減額するものでございます。こちらは、今回補正で減額する介護給付費の県が負担する12.5%分及び施設介護サービス費17.5%分の合計金額となっております。

続きまして、7ページをお願いします。

次に、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金でございますが、358万円を減額するものでございます。こちらは、今回補正で減額する介護給付費の12.5%に相当する額を町が負担するものでございます。

次に、目2一般会計繰入金、節1事務費繰入金でございますが、230万5,000円を減額するものでございます。こちらは、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定業務委託等の契約差金でございます。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金でございますが、796万1,000円を減額するものでございます。こちらは、今回補正で減額する、第1号被保険者負担分の繰入金となっております。

続きまして、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、227万7,000円を減額するものでございます。こちらは、事業費の確定等に伴う事務費繰入金の減額でございます。

次に、9ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、給付費が当初の見込みを下回るため、減額するものでございます。

目1居宅介護サービス給付費でございますが、1,500万円を減額するものでございます。

次に、目2地域密着型介護サービス給付費でございますが、250万円を減額するものでございます。

次に、目8居宅介護サービス計画給付費でございますが、280万円を減額するものでございます。

次に、目10特例居宅介護サービス給付費でございますが、800万円を減額するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費、目2任意事業費でございますが、34万1,000円を減額するものでございます。こちらは、町長申立てによる成年後見制度の利用がなかったため、申立てに係る消耗品費や手数料、通信運搬費等について、減額

するものでございます。

次に、目4生活支援体制整備事業費でございますが、39万8,000円を減額するものでございます。こちらは、生活支援体制整備事業における協議体会議の開催予定が見込みより少なかったため、協議体委員への謝金及び通信運搬費について、減額するものでございます。

続きまして、12ページをお願いします。

項2介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、439万1,000円を減額するものでございます。こちらは、総合事業対象者及び要支援認定者に対する訪問介護サービスの給付で、対象者数が見込みより少ないため、減額するものでございます。

次に、目2介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、184万9,000円を減額するものでございます。こちらは、総合事業対象者及び要支援認定者に対する通所介護サービスの給付で、対象者数が見込みより少ないため、減額するものでございます。

次に、項3一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費でございますが、52万3,000円を減額するものでございます。こちらは、介護予防対象者把握事業の通信運搬費で、対象者数が見込みより少ないため、減額するものでございます。また、住民交流通いの場事業補助金で、実施団体及び実施回数が見込みより少ないため、減額するものでございます。

議案第16号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第17号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第17号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1項1目1後期高齢者医療保険料の249万9,000円の減額は、1月現在の賦課状況から減額するものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費繰入金は、この後御説明させていただきます、歳出の一般管理費で事務費減額に伴い、371万5,000円を減額するものでございます。

次の目3保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分の繰入金額確定により減額するものでございます。

次の5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1項1総務費、目1一般管理費は371万5,000円を減額するもので、内訳としまして、節12委託料を健診業務委託と人間ドック等の受診件数の確定による減額、また電算業務委託で契約差金による減額でございます。

節13使用料及び賃借料を、CSシステム使用料の契約差金により減額するものでござい

ます。

節18負・補・交は、茨城県後期高齢者医療共通経費負担金の確定による減額でございます。

次に、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金の減額が見込まれることと、保険基盤安定納付金の額確定により減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第12号から議案第17号までの6件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月8日に質疑・討論・採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を14時45分といたします。

午後2時32分休憩

午後2時45分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第21、議案第18号 財産の処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第18号 財産の処分について、補足して御説明申し上げます。

これは、提案理由にもございますとおり、学校教育法に基づく大学の校地として使用するため適正な価格より減額して譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。

1としまして、処分する財産は、旧布川小学校用地で4筆ございまして、それぞれの面積は記載のとおりで、場所は参考資料の7ページの枠でくくってある部分、校舎や体育館が建っている土地でございます。

2としまして、処分金額は、2,405万2,261円でございます。払下げ後も大学の校地として使用することでありまして、引き続き災害避難場や地域住民への学校開放など、町の事業に協力をいただけるものでございます。また、学生が当町に居住しておりまして、人口の増加による地域経済の活性化に寄与していただいているところです。そのため、処

分の金額の算定につきましては、令和４年度に払下げしました旧利根中学校用地と同様に、今回の売却におきましても、国有財産特別措置法第３条の規定の例により、鑑定評価額から５割減額して算定いたしました。

３としまして、契約相手方は、東京都板橋区成増一丁目12番19号、学校法人タイケン学園、理事長柴岡三千夫でございます。

また、本契約の締結日でございますが、参考資料、普通財産売買契約書の４ページから５ページ、第27条に規定されておりますとおり、本件財産において地方自治法第96条第１項第６号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に基づく、利根町議会の議決後に契約が成立するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第18号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、３月８日に質疑・討論・採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第22、議案第19号 利根町教育委員会教育長の任命についてを議題とし、議案の補足説明を求めます。

中村学校教育課長。

〔学校教育課長中村寛之君登壇〕

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第19号 利根町教育委員会教育長の任命について、補足して御説明申し上げます。

今回、同意を求めました、現海老澤 勤教育長の任期が令和６年３月31日で任期満了となることから、引き続き教育長に任命したいので、提案理由にもありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

氏名、海老澤 勤、住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

なお、略歴等につきましては、お手元にお配りしております参考資料を御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第19号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の３月18日に質疑・討論・採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第23，議案第20号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてから日程第25，議案第22号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてまでの3件を一括議題とし，補足説明を求めます。

まず，議案第20号について，清水まち未来創造課長。

〔まち未来創造課長清水敬子君登壇〕

○まち未来創造課長（清水敬子君） それでは，議案第20号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について，補足して御説明申し上げます。

議案第20号は利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について，議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが，利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例第3条の規定により，指定管理者による管理を行わせるため，地方自治法第244条の2第6項の規定により，提案するものでございます。

内容につきましては，参考資料をもとに御説明させていただきます。

1，指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが，利根緑地運動公園ゴルフ練習場となっております。

2，指定管理者の所在地及び名称でございますが，利根町大字横須賀1291番地1，一般社団法人利根町シルバー人材センター，理事長安藤 晃。

続いて，3，指定の期限でございますが，令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

4，事業計画書につきましては，別紙計画書を御確認ください。

5，団体の略歴でございますが，利根町シルバー人材センターは，平成31年4月1日に設立され，定年退職者等の高年齢者の希望に応じた就業の機会を提供し，高年齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的としております。

6，選定の経緯及び理由でございますが，利根町シルバー人材センターは，高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく法人であり，利根緑地運動公園ゴルフ練習場の管理運営を任せることにより，本町に在住する高年齢者の安定した雇用の確保及び社会参加の促進などが図れ，地域社会の活性化が期待されます。また，令和4年4月1日から現在に至るまで，指定管理者として誠実に管理運営を行っております。今般，指定管理者が満了となることから，引き続き指定管理を受けたいと指定管理者指定申請書が提出され，その事業計画や内容等を利根町指定管理者選定委員会において審査し，適切であると判断したため，選定するものでございます。

議案第20号につきましての補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第21号及び議案第22号について、布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、議案第21号 利根町過疎地域持続的発展計画の変更につきまして、補足して御説明いたします。

利根町過疎地域持続的発展計画の変更に当たり、計画策定時と同様、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、計画変更について、議会の議決を得る事項につきましては、国の通知により計画書の本文の追加や事業名の追加など、変更が計画全体に及ぼす影響が大きいものとされております。

提案理由でございます。

利根町過疎地域持続的発展計画の施策の7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項に、計画書の本文である新たな対策と新たな事業名を追加するもので、国の通知に示されているこの部分の変更につきましては、議会の議決事項となっていることから、提案するものでございます。また、提案理由にありますように、他の施策における事業内容の追加等につきましては、令和6年度当初予算にも計上させていただいており、過疎対策事業債を活用したいと考えておりますので、今回併せて変更しております。

それでは変更内容について、御説明をさせていただきます。

参考資料の新旧対照表をお願いいたします。表の左側が現行、右側が改正案となっております。

まず初めに、議決事項であります計画書の本文である新たな対策と新たな事業名を追加する部分について御説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。

過疎計画の項目7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の（2）、その対策の本文の一部削除及び追加となっております。削除いたしました「不妊に悩む人の経済的支援の充実を図ります。」につきましては、令和4年4月より不妊治療が保険診療対象となったことから、令和5年度末で事業を廃止するものでございます。

次に、「不育症による治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。」こちらの追加につきましては、保険適用外の不育症検査及び治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症検査及び治療に要する費用の一部を補助するものでございます。

次に、「がん治療を受け、医療用ウィッグや乳房補整具等を必要とする方に対し、費用の一部を助成することにより、経済的な負担軽減と社会参加の支援を図ります。」こちらの追加につきましては、がん治療に伴う外見の悩みを抱えているがん患者の心理的及び経

済的な負担を軽減するとともに、社会参加の支援を図るため医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入費、またはレンタルに要する費用の一部を補助するものでございます。

次に、（３）計画の事業計画の表の中の事業名に、（７）市町村保健センター及び母子健康包括支援センターを追加し、事業内容に保健福祉センター運営事業を追加してございます。こちらは、保健福祉センターの電話設備更新工事に過疎対策事業債を活用したいことから、追加するものでございます。

他の施策における事業内容の追加削除につきましては、令和６年度当初予算にも計上している事業、または令和７年度予定の事業、もしくは中止事業でございます。

追加につきましては、過疎対策事業債を活用できるよう今回併せて変更させていただいておりますので、その部分について御説明いたします。

１ページに戻っていただきたいと思います。

項目３，産業の振興，（１）基盤整備事業に、利根立木地区基盤整備事業を追加してございます。

２ページをお開き願います。

項目５，交通施設の整備，交通手段の確保，（１）町道の道路に、町道101号線，町道108号線，町道113号線，こちらの３件を加えてございます。

３ページをお願いいたします。

項目６，生活環境の整備，（５）消防施設に、消防団機庫改築工事を追加してございます。

５ページをお開き願います。

教育の振興，（１）学校教育関連の校舎の中で、小学校の統合により事業を廃止するため、文小学校コンデンサ更新工事及び文間小学校コンデンサ更新工事，こちらを削除してございます。追加する事業としましては、利根小学校給食室塗装工事，利根小学校給食室真空冷却器更新工事，利根中学校図書室改修工事，こちらの３件を追加してございます。

６ページをお開き願います。

屋内運動場の中の利根中学校屋内運動場長寿命化改良工事から利根中学校格技場長寿命化改良工事監理業務委託までにつきましては、屋内運動場及び格技場が建築後40年以上経過していることから、国庫補助金のメニューに合わせ、事業名称を大規模改造工事から長寿命化改良工事に変更し、追加といたしまして、利根中学校運動施設塗装工事を追加させていただきます。

水泳プールにつきましては、小学校の統合により学校の名称が閉校になっておりますので、布川小学校を利根小学校に変更させていただいております。

最後になりますが、その他に、利根中学校校門扉改修工事，こちらを追加してございます。

議案第21号の補足説明につきましては以上となります。

続きまして、議案第22号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、補足して御説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、平成14年12月10日議会の議決を得て締結した龍ヶ崎市との公の施設相互利用に関する協定について変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。

総合利用施設である龍ヶ崎市の施設において、「使用させる具体的な施設の名称」の一部を変更するため、地方自治法の規定に基づき、提案するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明いたします。

右側の現行にございますナンバー11、龍ヶ崎市都市公園（森林公園）、こちらを削除しまして、12番の龍ヶ崎市総合運動公園、こちらをナンバー11に改め、以下同様に項中の番号を一つずつ繰り上げて改めるものでございます。

こちらにつきましては、令和6年4月1日から適用するものでございます。

補足説明は以上となります。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第20号から議案第22号までの3件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の3月18日に質疑・討論・採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第26、議案第23号 令和6年度利根町一般会計予算から日程第32号、議案第29号 令和6年度利根町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

お諮りいたします。

議案第23号から議案第29号までの7件は、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより、正副委員長の互選を行いますので、全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩します。

午後3時07分休憩

午後3時13分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

正副委員長の互選結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長山崎誠一郎議員，副委員長井原正光議員です。

ここで委員長の挨拶をお願いいたします。

予算審査特別委員会山崎誠一郎委員長。

〔予算審査特別委員長山崎誠一郎君登壇〕

○予算審査特別委員長（山崎誠一郎君） 予算審査特別委員長を拝命しました，山崎でございます。

町として非常に大事な予算編成でございますので，真剣に真面目に取り組みたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

予算審査特別委員会の日程は，タブレットに掲載のとおりです。十分なる審査の上，3月18日に委員会審査の経過及び結果の報告をお願いいたします。

ここで，議案第20号の補足説明について，まち未来創造課長清水課長より発言を求められておりますので，これを許します。

〔まち未来創造課長清水敬子君登壇〕

○まち未来創造課長（清水敬子君） 先ほど議案第20号で，6番の選定の経緯及び理由につきまして「令和4年4月1日」からと発言してしまい，正しくは「令和3年4月1日」になっております。

訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（大越勇一君） 日程第33，諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし，補足説明を求めます。

永田住民課長。

〔住民課長永田幸夫君登壇〕

○住民課長（永田幸夫君） それでは，諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして，補足して御説明申し上げます。

本件は，現職委員の任期満了による退任に伴うもので，新たに人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。

提案理由でございますが，人権擁護委員法第6条第3項の規定により，議会の意見を聞くため，提案するものでございます。

候補者名，斎藤義夫，住所，生年月日につきましては，記載のとおりでございます。

なお，略歴等につきましては，参考資料を参照していただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

諮問第1号は、調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の3月18日に質疑・討論・採決したいと思います。

これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第34、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日3月5日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、3月6日の午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時17分散会